

対象：建設業者

相模原商工会議所 官公需等取引促進特別委員会小委員会

平成27年4月1日より施行

市公契約条例の

参加費
無料

改正ポイント説明会

現行の市公契約条例が施行から2年経過し、これまでの運用上の改善点などを踏まえ改正が行われました。平成27年4月1日からの新公契約条例施行に先立ち、本説明会では改正内容のポイントについて市担当者よりご説明いただきます。是非この機会にご参加ください。

■日 時 平成27年**3月18日**（水）**14時～15時**（予定）

■場 所 **市立産業会館 4階 懇談室**

■申込方法 参加申込書に必要事項をご記入の上、**3月13日（金）**までに
FAXでお申込みください。

「相模原市公契約条例」とは？

市が発注する工事や業務委託の契約の基本方針を定めるとともに、契約において、一定の労働報酬下限額を保障することで、従事する労働者の労働意欲を高めることにより、安全かつ良質な事務及び事業の確保を図り、もって市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活を実現することを目的として定められた条例。
平成24年4月1日より施行。

<問合せ先>

相模原商工会議所
産業振興課 高橋

TEL：042-753-8136

FAX：042-753-7637

産業振興課 高橋 行

FAX：042-753-7637

参加申込書

| | | | |
|------|--|-----|--|
| 事業所名 | | | |
| TEL | | FAX | |
| 参加者名 | | 役職 | |
| 参加者名 | | 役職 | |

※ご記入いただいた情報は本事業の運営管理に利用するほか、当所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。